

平成24年第4回(9月)上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

第4次上越市行政改革推進計画の取組項目

「木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し」に関し

将来的な行政組織の再構築に向けた総合事務所の在り方について 1~5

所管委員会	総務常任委員会
提出課	人事課

将来的な行政組織の再構築に向けた総合事務所の在り方について

1 地域協議会等への説明経過及び意見・質疑

(1) 13区地域協議会・町内会長協議会への説明経過

前回の所管事務調査（7月27日開催）以降、7月30日（月）から9月7日（金）までの間、13区全ての地域協議会と一部の町内会長協議会に本取組を説明し、意見交換を行った。

(2) 意見・質疑

地域協議会でいただいた意見・質疑の一覧は、別紙資料1「地域協議会での意見・質疑」のとおり。

意見等を内容別に区分けし、それぞれの対応については次のとおり。

整理した意見（区分別）	今後の対応
1 取組全般に関する意見	
(1)行政改革の必要性と本取組の意義	・行政改革の必要性等について理解を得るための説明を継続
(2)財政状況を見据えた取組についての認識	・財政状況、今後の見通しなどの理解を深める説明を継続 ・行政改革推進計画の着実な推進など、財源不足解消に向けた取組についての説明を充実
(3)市町村合併当時の経緯と本取組の関係性	・新市としての取組であることの説明を継続
(4)取組全体の目的・効果	・財政上の効果、専門性の確保によるサービスの向上と広域的施策の推進などについての説明を充実
2 産業建設グループの集約と集約後の行政サービスなどに関する意見	
(1)産業建設グループ集約化の目的・効果	・専門性の確保及び適正な人員配置の必要性の説明を継続
(2)サービスの維持	・事務事業の執行方法についての見直し結果を説明
(3)事務事業の調整	
(4)除雪対応	
(5)災害対応	・職員の参集方法、避難所等の体制の見直し
3 グループ分け、集約先などに関する意見	
(1)グループ分けの適否	・人口、面積、地形、地勢、災害発生頻度など、地域の特性を踏まえた設定基準の明確化 ・グループ及び集約先を明確化して提示
(2)産業建設グループ集約先の設定	

整理した意見（区分別）	今後の対応
(3)産業建設グループ以外のグループの集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・本取組は産業建設グループの集約に限定したものであり、その効果及び影響等を十分に検証した上で、改めて他のグループの一部集約について検討するものであることを継続的に説明
(4)総合事務所の統廃合・出張所化など	<ul style="list-style-type: none"> ・本取組はあくまで産業建設グループの機能を集約するものであり、将来的に総合事務所を統廃合・出張所化することを想定しているものではないことを継続的に説明
4 職員配置・人材確保に関する意見	
(1)定員適正化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本取組の実施状況を踏まえた数値目標の再算定
(2)職員の採用、配置、人事異動のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・区を限定した職員採用は、現行法上では困難であり、区出身職員に頼るだけでなく、地域に積極的に関わろうとする職員を内部育成することを継続的に説明
(3)職員の資質、求める人材像と職員教育の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本取組に即した職員教育のあり方などを整理
(4)地域に精通した職員の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら主体的に業務に取り組む職員の育成など、本取組に即した対応を整理
5 今後の進め方、スケジュール、市民への周知などに関する意見	
(1)今後の進め方、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な説明、周知を適宜実施
(2)市民（地域）への周知	
(3)検証	
6 その他	
(1)地域振興	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な協議・調整を推進

2 事務事業の執行方法の見直し

(1) 見直しの留意点

地域協議会等で寄せられた意見には、産業建設グループの集約により、「市民サービスが低下しないか」「二度手間になり迅速性・即決性が低下するのではないか」という声もあった。本取組の実施に当たり、総合事務所と木田庁舎との間で詳細な調整を重ね、個々の事務事業の業務分担や事務手順の見直しを進めているところであり、事務事業の効率的かつ的確な執行と市民サービスの円滑な提供形態を確保するための手法を具体化していく。

(2) 業務分担の見直し

13区総合事務所・集約先の総合事務所・木田庁舎のそれぞれの業務分担を見直す。

(3) 業務分担の基本的な考え方

- ・申請・届出の受付及び相談・苦情対応

これまでどおり13区の総合事務所を実施

- ・書類等の審査

13区総合事務所及び集約先の総合事務所で開催可能なものは、それぞれで実施
それ以外は木田庁舎が実施

- ・意思決定及び処理

これまで木田庁舎が実施していたもののうち可能なものは、集約先の総合事務所を実施

- ・要望等の取りまとめ

集約するグループ内に係るものは、集約先の総合事務所が取りまとめ、全体の取りまとめは、木田庁舎が実施

(4) 主な事務事業の実施手順

産業建設グループが関係する事務事業のうち、特に市民との関わりの多いものの実施手順について、別紙資料2「主な事務事業の実施手順(案)」のとおり整理し、例示した。

(5) 事務事業ごとの業務分担

産業建設グループが関係する事務事業ごとの業務分担について、別紙資料3「事務事業ごとの業務分担(案)」のとおり整理した。今後、それぞれの内容を精査するとともに、実効性を確保するための内部検討を深める。

(6) 柔軟な職員配置による円滑なサービスの提供

各種申請・届出や相談・問合せ等が集中する特定の期間は、集約先の総合事務所の職員を各総合事務所へ分散配置し、相談体制を強化するなど弾力的に対応する。

具体的業務及び特定期間の例

中山間地域直接支払や個別所得補償などの申請時期

土木業務の予算要求に係る地域要望の受付時期

冬期間において雪害対応を必要とする時期

(7) 事務事業の執行方法の不断の見直し

- ・平成25年度は試行と位置付け、集約化の下での事務処理と市民サービスの提供を行う。
- ・市民サービスの遅延などの影響や、特定の部署への負担集中などがある場合は、要因・問題点を把握した上で、人事配置を見直すなど、適宜、改善策を講じる。

3 新たな災害対応

(1) 職員参集方法（初動対応）の見直し

災害発生時における初動対応に必要な人員確保を図るため、現状の職員の参集方法を見直し、市民の安全確保を始めとする応急対策に迅速かつ的確に対応する体制を整える。

ア 現体制の課題

- ・各総合事務所には、基礎的な行政サービスの提供等に要する人員を配置していることから、一定レベルを超えた災害が発生した場合の初動対応が困難な状況である。
- ・休日・夜間における避難所開設の体制は整備されているが、災害発生時の総合事務所の人員体制（参集方法を含む。）が不明確であり、被害状況の把握等に時間を要した。
- ・災害発生を受け、急遽、職員応援を行っても、指揮命令系統が混乱したり、迅速な被害確認・応急対応が遅れるなど、災害対応を円滑に実施することができない事例もあった。

イ 職員参集方法の新たな考え方

- ・各総合事務所に勤務する職員
休日・夜間においても勤務先の総合事務所へ参集
- ・各区の居住者又は出身者で木田庁舎に勤務する職員のうち、次に該当しない職員
指定（居住区又は出身区）の総合事務所へ参集

管理職の職員
市全体の防災業務・災害対応に従事する職員（防災危機管理課など）
課等の固定業務に従事する職員（所管施設の確認のため必要な職員など）
13区の避難所開設担当の職員

- ウ 各総合事務所へ参集すべき人員を把握し、市全体の初動対応における人員・体制を決定し、順次、説明を実施する。

(2) 避難所の再編及び運営方法の見直し

- ・大規模災害が相次いで発生し、避難所の速やかな開設が求められている中、現在の避難所は、合併前の指定避難所等の枠組をそのまま継承しているため、施設の形態や設置数、施設の耐震性・機能に大きなばらつきがある。
- ・このため、市民の安全・安心を確保する上で、避難所の再編及び運営方法の見直しを早急に進める必要があり、平成24年中の体制づくりに向け、本所管事務調査終了後、改めて議会に説明した上で、地域関係者との協議を始める。

4 広域的な地域振興策

集約後は、集約先の総合事務所（産業建設グループ）が関係する総合事務所及び各課と連携を図りながら、地域協議会、関係団体等との間で、十分な意見交換や協議を行い、知恵を出し合いながら実施する。

5 グループ及び集約先の設定

(1) 現時点の検討状況

「試案」として示した考え方を基本に、追加調査、検討を行うとともに、地域協議会等の意見も整理しながら設定作業を進めている。

(2) グループ及び集約先の設定

- ・グループの設定は、人口・面積・地形・地勢のほか、災害発生履歴も踏まえつつ、必要な資料・データの収集・分析と内部協議を行っている。
- ・グループの集約先は、業務の円滑な実施、災害発生時の迅速な対応等を考慮し、最も効果的な位置にある総合事務所に設定する。

6 今後のスケジュール

	取 組 事 項	内 容
平成 24 年度		
7 月 27 日	総務常任委員会所管事務調査	・再整理した後の取組内容の説明
7 月下旬～	13 区地域協議会及び町内会長協議会等との意見交換会	・本取組の必要性及び実施内容の説明 ・実施に向けた意見交換会
7 月下旬～ 8 月下旬	内部検討・協議	・事務事業の見直し ・業務集約の具体的な手法や手順等の検討
9 月 14 日	総務常任委員会所管事務調査	・内部検討・協議の結果の説明
9 月下旬～	13 区地域協議会及び町内会長協議会等との意見交換会	・内部検討・協議の結果の説明 ・実施に向けた意見交換会の継続
10 月下旬～	総務常任委員会所管事務調査	・グループ(案)及び集約先(案)の提示
	13 区地域協議会及び町内会長協議会等との意見交換会	・グループ(案)及び集約先(案)の提示 ・実施に向けた意見交換会の継続
11 月下旬	総務常任委員会所管事務調査	・意見等を反映した取組の実施方法の提示
12 月上旬～ 1 月下旬	13 区地域協議会及び町内会長協議会等との意見交換会	・意見等を反映した取組の実施方法の提示
平成 25 年度	本取組の試行実施 (産業建設グループの業務集約)	・13 区一斉での試行実施 ・随時、検証及び改善の実施
平成 26 年度	本取組の本実施	・13 区一斉での本実施 ・随時、見直しの実施